

資料

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響により独立行政法人産業技術総合研究所の特定標準器による校正を行えない計量器に係る校正の期間の延長等を行うことについて

平成 23 年 5 月 13 日

経済産業省産業技術環境局知的基盤課

1. 基本的考え方

平成二十三年東北地方太平洋沖地震により、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の計量標準総合センターの施設、機器についても被害が生じたところ。政府としては、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づく政令（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号））を本年 3 月 13 日に発出しており、産総研の特定標準器により校正をされる計量器（以下「特定二次標準器」という。）について、登録事業者は、本年 6 月 30 日までの間は、その校正を受けなくとも、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 93 条の規定による義務の不履行について行政上の責任を問われることは無いように猶予が行われている。

こうした中、産総研の特定標準器の一部（湿度等）について、校正業務の再開が本年 7 月以降となるものがあることが明らかとなったところ。（産総研の校正業務の再開状況は別紙 1、校正を行えないことにより影響を受ける特定二次標準器は別紙 2 のとおり。）この状況下において、関係する登録事業者に対して校正を受ける義務の履行を求めることは適当とはいえないことから、特定二次標準器ごとに、これを校正するために用いられる産総研の特定標準器についての校正業務の再開予定時期に応じて、校正の期間を延長する措置を構ずることとする。

その際、この特例措置を講ずることに伴い、法制度として、登録事業者が証明書を交付することの信頼性を確保する上で、個々の特定二次標準器に固有に認められる経年的な変化に起因する標準不確かさを推定し、これを踏まえたものとして制度を運用させる必要があり、また、この推定を反映した当該特定二次標準器に係る最高測定能力を決定する必要がある。

このため、登録事業者から、個々の特定二次標準器に固有に認められる経年的な変化に起因する標準不確かさについて、校正の期間の延長に伴い、どのような考え方、手順により、どのような推定を行ったかを示す書類を添付して、最高測定能力を示す不確かさの変更を届出させることとし、この届出を受け、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「N I T E」という。）において、その妥当性を審査することとする。

なお、上記の最高測定能力を示す不確かさの変更については、あくまで、校正を行うことなく、校正の期間を特例として延長することに伴い、個々の特定二次標準器に固有に認められる経年的な変化に起因する標準不確かさを変更することによって必要となる変更であり、最高測定能力を示す不確かさを求める際に本来必要とされる他の不確かさのパラメーターについては変わらないとの前提で設定されるものに過ぎないことから、上記措置による最高測定能力については、暫定的なものとして取り扱うことが適当である。

また、当該推定を行うことに伴い、登録事業者が交付する証明書（以下「JCSS 証明書」という。）において記載する「計量器の校正等により得られた値及びその値に付随する情報」として、計量器の校正等により得られた値（拡張不確かさ）には、特例期間に適用される特例特定二次標準器の経年的な変化に起因する不確かさが含まれるものである旨を記載させることとする。

これらの措置を講ずるため、計量法施行規則の所要の規定の特例を定めるための省令（別紙5-1）及び告示（別紙5-2）を制定するとともに、N I T Eにおける関係の規程類を整備することとする。（別紙6）

2. 具体的な措置

（1）校正の期間の特例的な延長

特定二次標準器のうち、計量法施行規則第93条本文に規定する期間又は同条ただし書の規定によりN I T Eが定める期間のそれぞれの終期が、これを校正するために用いられる産総研の特定標準器についての校正業務の再開予定時期よりも前に到来するものを対象として、その校正の期間の終期が当該校正業務の再開予定時期以降となるよう、校正の期間を延長する。（ただし、上記政令による免責期限との関係から、本年6月30日までの間に校正業務が再開されることとなる特定標準器により校正を受ける特定二次標準器は、対象から除くこととする。）

この措置については、計量法施行規則第93条に規定するところの特例であり、

将来、産総研の校正業務が再開した時点で現行規則に定める期間に戻すべきものであることから、同施行規則の改正ではなく、これとは別の省令を定めることにより講ずることとする。なお、対象となる具体的な特定二次標準器については、告示により定めることになる。

なお、産総研の特定標準器についての校正業務の再開予定時期とは、産総研において、特定標準器により校正ができる状態に復帰した時期（別紙1に示す復旧見込み時期がこれに該当する。）ではなく、特定二次標準器に対する校正サービスを受け付けて、十分円滑にその業務を実施できる時期として設定しておく必要がある。

具体的な対象となる特定二次標準器及びそれらの校正の期間の特例的延長の内容は、別紙3-1及び別紙3-2のとおり。

(2) 暫定的な最高測定能力を示す不確かさの届出

上記(1)の対象となる特定二次標準器（以下「特例特定二次標準器」という。）については、校正の期間が延長されることに伴い、当該延長を行った校正の期間（例えば、もともと校正の期間が1年間であったものを、特例で2年間の期間に延長した場合には、その2年間の期間をいう。以下「特例期間」という。）を念頭に置いて、個々に、当該特例特定二次標準器に固有に認められる経年的な変化に起因する標準不確かさを推定する必要がある。この推定は、特定二次標準器に係る最高測定能力を示す不確かさに影響するとともに、JCSS 証明書に記載する計量器の校正等により得られた値（拡張不確かさ）に影響するものである。

このため、まず、最高測定能力を示す不確かさとの関係では、登録事業者から、個々の特例特定二次標準器に固有に認められる経年的な変化に起因する標準不確かさについて、校正の期間の延長に伴い、どのような考え方、手順により、どのような推定を行ったかを示す書類を添付して、特例期間に適用される暫定的な最高測定能力を示す不確かさの変更を届出させることとし、この届出を受け、N I T Eにおいて、その妥当性を審査することとする。

この措置については、特例特定二次標準器についてのみ適用される措置であることから、上記(1)により設ける省令の中で定めることとする。

なお、計量法施行規則第92条第1項では、最高測定能力を示す不確かさを大きくする場合には、変更後、遅滞なく届出書をN I T Eに提出することを求めているところ、上記(1)により校正の期間が特例的に延長されることに伴って、最高測定能力を示す不確かさは、従来のもものと比較し、基本的に大きくな

る（安全サイドに余裕を持った設定の仕方によっては、結果的に最高測定能力を示す不確かさが同じ値となることはあり得る。）ことから、今回の省令の規定ぶりとしては、計量法施行規則第 92 条第 1 項と同様に、事前の届出ではなく事後の届出として差し支えないものである。また、この届出は、特例期間に適用される暫定的な最高測定能力を示す不確かさについての届出であることから、この場合において計量法施行規則第 92 条第 1 項の届出について適用する必要はないが、確認的にこれらの規定が適用されないことについて、N I T E の規程類において定めることとする。

(3) JCSS 証明書の記載事項

JCSS 証明書では、計量器の校正等により得られた値（拡張不確かさ）を記載することとされているところ、特例特定二次標準器を用いた校正の際に交付される JCSS 証明書については、上記（2）の不確かさの推定を踏まえた記載とすることがある。このため、特例特定二次標準器を用いた校正の際の JCSS 証明書については、計量法施行規則第 94 条第 1 項第 6 号の規定により求めている記載事項（計量器の校正等により得られた値及びその値に付随する情報）として、特例期間に適用される特例特定二次標準器の経年的な変化に起因する不確かさが含まれるものである旨を記載させる必要がある。

この措置については、N I T E の規程類において、当該記載を求めることとする。

3. 計量標準部会における審議事項

今回の計量標準部会において、審議していただきたい事項は、次の 2 点であります。

第 1 は、上記地震の影響により産総研の特定標準器により校正を行うことのできない計量器に係る校正の期間の特例等を設けることについて、上記 1. の基本的な考え方及び 2. の具体的な措置について、適切なものであるかどうかを審議していただきたいと存じます。

また、第 2 として、上記 2.（2）の審査を N I T E が行うに当たり、特例特定二次標準器の中からいくつかの例を仮定例として採り上げて、その推定の考え方、手順についての妥当なものとする場合をお示しします（別紙 4）。特例特

定二次標準器に固有に認められる経年的な変化に起因する標準不確かさについて、校正の期間の延長に伴って推定を行うことについて、これらの例に示す考え方、手順について、技術的に妥当であると評価できるかを審議していただきたいと存じます。N I T Eとしては、登録事業者がこれらの仮定例に示したものと同様の考え方、手順で推定を行う場合には、技術的に妥当なものとして取り扱うこととしたいと考えます。なお、仮定例とは異なる考え方、手順が登録事業者より示された場合には、必要に応じ、計量標準部会とご相談しながら慎重に審査をしていく考えです。

今後N I T Eが行う上記2.(2)の審査については、その結果については、まとめて次回以降の計量標準部会に報告をさせていただきたいと考えております。

以上